

平成25年9月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ハ)第75号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成25年8月5日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

主 文

- 1 被告は、原告に対し、188万5341円及びうち139万4097円に対する平成25年5月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 請求の原因

原告が、貸金業者である被告との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、平成9年1月15日から平成18年5月1日まで継続的に行った取引（以下「本件取引」という。）につき、被告から借り入れ、その返済として支払った金員について、利息制限法所定の制限利率（以下「制限利率」という。）に基づいて引き直し計算をした結果、過払となる過払金139万4097円、平成

25年5月13日までの確定利息金49万1,244円及び過払金に対する平成25年5月14日から支払済みまで年5分の割合による利息金の支払を求めた事案である。

第3 理 由

- 1 被告は、貸金業者であることは認め、別紙計算書の年月日欄、貸付金欄及び支払金欄については、被告作成の取引計算書の記載に合致する限度で認め、その余は否認した上、悪意の受益者であることは争い、悪意の受益者でないことの立証は業務態勢についての一般的立証で足りること、悪意でないから現存利益の範囲で返還すれば足りること、仮に、悪意の受益者であったとしても、過払金に対して発生する利息を新たに発生した借入金債務に充当する理由はないこと、利息を付すべき始期は訴状送達の日翌日であると主張している。
- 2 証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、原告と被告との間で、制限利率超過の利息の約定で取引がなされ、制限利率で引き直し計算をすると、別紙計算書記載のとおり過払金等が発生した事実が認められる。
- 3 また、被告は貸金業者であるから、利息について利息制限法所定の制限があること、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により、その題名が「貸金業法」と改められた。以下「貸金業法」という。）43条1項の要件を備えることにより例外的に制限利率超過の利率による利息を受領することが許されることなどの法律知識を当然に有しているというべきで、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がない限り、悪意の受益者といえる。
- 4 しかしながら、被告は、前記特段の事情について具体的に立証すべき責任があるというべきところ、何らの証拠も提出していない。
- 5 そうすると、被告は悪意の受益者といえ、過払金が発生した日から原告に対して法定利息を付して支払う義務を負うということになり、本件取引が貸付け及び返済が繰り返される継続的取引であり、過払利息を後に発生する借入金債

務に充当する旨の合意があると解されることから、前記1の被告の主張は、いずれも理由がないというべきである。

- 6 以上をもとに判断すれば、原告の請求は、理由があるからこれを認容し、仮執行免脱宣言及び執行開始時期を判決が被告に送達された後14日を経過した時とすることはいずれも相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

防 府 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 持 田 吉 公

これは 正本 である。

平成25年9月2日

防府簡易裁判所C係

裁判所書記官 岡 本 多通志

